

総会議事録（第2回）

1 開催日時 令和4年5月25日（水）14時30分～16時30分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（31名）

○農業委員（16名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子
10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真
16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

○農地利用最適化推進委員（15名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 4番 小川 國治 5番 井上 秀明
6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之
10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 16番 野田 善則
17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（2名） 15番 寺坂 哲郎 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（4名）

3番 渡辺 和久 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広

5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第4号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
第7号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
第8号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定等
報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（贈与税）

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第2回農業委員会定例総会」を開会します。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

15番 寺坂委員、19番 山道委員、3番 渡辺推進委員、13番 上野推進委員及び14番 瀬戸口推進委員、及び15番 森推進委員から欠席の届出があります。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、7番 山口 光則 農業委員、14番 富岡 勝真 農業委員をお願いします。

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

なお、議事の円滑な進行にご理解をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、議事に入ります。

1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番鈴田、陰平町の農地、地目畑、面積214㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、普通野菜を栽培する計画で、反当り30kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、兼業農家で、畑が少ないということで、ここで野菜を作りたいと売買で購入されています。周りも全く問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

1 番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

それでは、お諮りします。

1 番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、1 番鈴田は許可することとします。

続いて、2 番松原と3 番松原は関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、2 番松原と3 番松原は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番松原、松原2 丁目の農地、地目 田、面積500㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

3 番松原、松原2 丁目の農地、地目 畑 現況 田、面積517㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、隣接する双方の農地を営農作業の効率化のため、双方譲渡及び譲受の交換を行うものです。

場所はスライドのとおりです。狭地直しをされた優良な農地で、現状、双方の所有農地の境界にあぜはなく、字図の色で囲った部分を交換するものです。誓約書のとおり、両案件ともに、水稻を栽培する計画となっています。

○議長

それでは、2 番及び3 番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

5 月 23 日、松原地区の委員 4 名と、それから申請人のうちの一人に立ち会っていただいて確認をしました。当地は平成 3 年頃に、小規模基盤整備事業という市の補助事業を活用して、狭地直しをされたらしいのですが、その時に交換分合したにもかかわらず名義の変

更が行われてなかった。さらに両方とも先代の方がやっておられて、全然、今回の申請人は気が付かなかったそうです。3年ほど前に地籍調査が実施されまして、初めて名義が変わってないことが判明し、今回の申請になったようです。申請内容のとおり疑義がないことを確認しました。以上です。

○議長

2番及び3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

それでは、お諮りします。

2番松原及び3番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、2番松原及び3番松原は許可することとします。

続いて、2ページ、第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」

1番三浦、日泊町の農地、地目 田、面積565㎡、賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。契約は賃貸借です。

本件は、令和3年11月中頃から、賃借人が農地転用の許可を得ず事前着工を行い無断転用となっていた案件の追認事案となります。現状、造成工事等は市農業委員会の指導に応じて中断し、今回の申請に至ったものです。事業計画は、賃借人の事業である一般貨物運送車両6台分の駐車場とするものです。

場所は、スライドのとおりです。都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地ですが、既存施設の拡張の例外要件に該当します。

被害防除計画では、切土0～2mで、隣接農地との間に2mの緩衝地を設けるとしていません。雨水排水は賃借人の事業所敷地内の水路放流としています。資金については、残高証明書を確認しています。

本申請に際して、顛末書が提出されています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局から話がありましたように、ここは11月頃に、無断転用になっていた所でございます。

ます。ここは、22日、三浦の委員4名で確認したところ、ここは出水があって水田にはもう向かないというようなところ。その両隣も田んぼが作れないということで荒らされている状況です。

ここは、賃借人から駐車場として貸してほしいと頼まれたそうです。4名で見たところ、耕作が困難な農地であるという判断をしました。ご審議をお願いしたいと思います。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、久原2丁目の農地、地目 畑、面積1,858㎡、併用地を含めた全体面積2,660.33㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地9区画、位置指定道路となる進入路の拡幅、ゴミ集積所とするために転用するものです。

場所はスライドのとおりです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0~1.66m、盛土0~1.23m、擁壁を設けるとしてあります。隣接農地は開発地の東側と南側に位置し、境界の擁壁設置、進入道路の隣地で被害の恐れはないとしています。雨水排水は計画地内通路に雨水路を設置し既存の側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今説明があったように、住宅地ということで、南側が農地と隣接していますが、日照は問題ないと思います。西側に道路が入っていて、その北側も畑になっているのですが、6メートルくらいあるので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、水計町の農地、地目 田、面積 57㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が営む造園業の資材置場を拡張するために今回転用するものです。

場所は、スライドのとおりです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。現況は、傾斜地で不耕作地となっています。

被害防除計画では、現状のまま利用し、張芝により法面保護を行うとしています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しません。周辺には、西側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今回の申請地の隣は、12月に転用許可がでた畑です。57㎡の小さなところで、譲り渡し人がそこに行く道がなく、申請人が資材置き場として活用するというので今回申請が出ました。特に問題ないとみてまいりましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。
続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、坂口町の農地、地目 田、642㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が賃貸住宅建築及び入居者専用駐車場を整備するために転用するものです。

場所はスライドのとおりです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1.1～1.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は敷地南側既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺には、農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここの圃場は、年に何回か草だけ刈るような状況の場所でした。周りも宅地に囲まれていて、何も問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。
続いて、5番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、面積344㎡、併用地を含めた全体面積849㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が併用地に建設する建具等の加工場への進入路及び車両の回転場として転用するものです。

場所は、スライドのとおりです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、砂利止めのブロックを設けるとしてあります。雨水排水は自然流下で既存側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺には、北側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局が説明されたとおりです。この申請地は父親の農地である。周辺北側に、農地がありますが、休耕地であり本人の畑で問題ないと思っています。また、雨水等も、西側の道路の方に入り込むということですので問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、3ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」、1番西大村、植松3丁目の農地、地目 畑、面積531㎡、当初転用者は、記載のとおりです。本件は、令和3年10月に申請者が経営するアパートの入居者用駐車場用地として5条許可を得ていましたが、当初計画時の駐車場の契約台数が見込みより少なく事業を断念し、今回の木造平屋の戸建ての賃貸住宅4棟の建設に転用計画の変更をするとしてあります。

場所はスライドのとおりです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は溜枡を設け、既存の水路への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。周辺に農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局より説明があったとおり、昨年転用許可があって、周りも宅地ですので、何も問題ないと見て参りました。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

異議なしということで、1番西大村は、承認相当とします。

続いて、4ページ、第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、1番西大村 上諏訪町の農地、地目 田、合計面積2,537㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上、第4号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第4号議案1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

異議なしということで、第4号議案は、承認することとします。

続いて、5から6ページ、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、7ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布していますので、その資料と併せて、ご説明します。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1番は、第5号議案1番三浦・鈴田、第6号議案の2番三浦・鈴田、西部町と陰平町の農地、地目 畑と田 現況 畑、合計面積2,177㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は山椒の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2番及び3番、第5号議案2番鈴田及び3番鈴田、第6号議案3番鈴田、陰平町の農地、地目 畑と田 現況 畑と田、合計面積8,127㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は山椒の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の4番、第5号議案4番鈴田、第6号議案4番鈴田、陰平町の農地、地目 畑、合計面積4,244㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は山椒の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2ページの5番、第5号議案5番鈴田、第6号議案5番鈴田、陰平町の農地、地目 畑、合計面積3,783㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は山椒の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の6番、第5号議案6番鈴田、第6号議案6番鈴田、大里町の農地、地目 畑、合計面積1,422㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。

申込者は山椒の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の7番、第5号議案7番鈴田、第6号議案7番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積6,665㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は山椒の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、資料1の1番から7番については、東京に所在する香辛料会社から、昨年本市での栽培に関する相談があり、今回の集積計画に繋がったものです。

資料1の8番、第5号議案8番鈴田、第6号議案8番鈴田、平町の農地、地目 田、合計面積1,831㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の9番、第5号議案9番福重、第6号議案9番福重、草場町の農地、地目 田、合計面積8,405㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の10番、こちらは配分計画のみで第6号議案1番三浦、今村町の農地、地目 田、面積3,083㎡、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

それでは、お諮りします。

第5号議案及び第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

ご異議がありませんので、第5号議案については、承認することとし、第6号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、9ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番三浦西部町の農地、地目 畑、面積2,267㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番三浦 西部町の農地、地目 畑、面積1,586㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

3番三浦 西部町の農地、地目 畑、合計面積6,743㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

4番三浦 西部町の農地、地目 畑、面積3,073㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

10ページの5番三浦 西部町の農地、地目 畑、面積3,476㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

6番三浦 西部町の農地、地目 畑、面積3,929㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

7番三浦 日泊町の農地、地目 畑、面積1,213㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

8番三浦 西部町の農地、地目 畑、面積1,490㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

9番三浦・鈴田 日泊町と大里町の農地、地目 畑、面積2,444㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

11ページをお願いします。10番三浦・鈴田 日泊町と大里町の農地、地目 畑、面積1,099㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

以上、1番三浦から10番三浦・鈴田までの合意解約については、鈴田内倉地区の基盤整備事業の対象の圃場であるため、賃貸借契約から使用貸借契約を行うための解約手続きとなります。

続いて11番鈴田 陰平町の農地、地目 畑、面積4,578㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

12番竹松 小路口本町の農地、地目 畑、面積4,578㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

説明は以上です。

○議長

それでは、報告第1号について、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

それでは次に、12ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番三浦・鈴田 西部町、日泊町及び大里町の農地、地目 畑 面積16,842㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

13ページをお願いします。2番三浦 西部町と日泊町の農地、地目 畑、面積3,929㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

3番三浦 西部町と日泊町の農地、地目 畑、面積3,073㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

4番三浦 西部町と日泊町の農地、地目 畑、面積3,476㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

以上、1番三浦・鈴田から4番三浦までの配分計画の合意解約については、報告第1号で説明しました、鈴田内倉地区の基盤整備事業の対象の圃場であるため一旦解約手続きをされるものです。

5番鈴田 陰平町の農地、地目 畑、面積4,578㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。説明は以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

< なし >

続いて、14ページ、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（贈与税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、贈与税の納税猶予継続に関する適格者証明については、

- ・受贈者（猶予者）が贈与者から農地を受贈後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・贈与税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。

本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋写真による農地の確認を行い、地元農業委員さんへ農業経営状況等を確認した結果、

1番三浦については、受贈者としての確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて証明書を交付したことを報告します。

説明は以上です。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご質問等はありませんか。

< なし >

次に、追加議案として上程している、第7号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び第8号議案「令和4年度最適化活動の目標の設定等」は、関連がありますので一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、「令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検調査」及び第8号議案、「令和4年度最適化活動の目標設定等」について説明します。

本件は農業委員会等に関する法律第6条で定められた農業委員会の法令事務や活動等について、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務指針について基づき、令和3年度の農業委員会業務の点検及び評価を行うとともに、令和4年度の最適化活動の目標を設定するものです。また本件は本総会で承認をいただいた後、長崎県を通じて報告するとともに、市ホームページにて公表することとなります。

なお、今年度から第8号議案の新年度の目標については、先月の総会でもご説明をしておりましたとおり、農水省通知に基づいて、令和4年度最適化活動の目標設定等に名称が

変更されまして、内容につきましても、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標の設定を行い取り組むということで、目標設定の考え方が大幅に変更されています。また、本件のホームページの公表に関しては、令和4年度については、5月末を目標に公表することになっています。

それでは、議案ごとに説明します。追加議案書の15ページをお開きください。第7号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価。ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況についてですが、令和4年3月31日現在の大村市の農業の概要及び農業委員会の現在の体制について、2020農林業センサス、農業委員会事務局及び農林水産振興課による調査結果の数値をまとめたものになります。

続きまして、16ページをお願いします。ローマ数字のⅡです。3、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、これは認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者等の担い手の利用される面積の集積化と活動実績です。集積面積は、令和3年4月の645ヘクタールから649ヘクタールとなり目標に対する達成状況は96.15%と、目標達成には届かない結果になります。なお、事業計画、上から三つ目ですが、昨年同様に人・農地プランの実質化に向けた話し合いに参加し、情報提供及び必要な協力を行うこととしています。また、その下の事業実績につきましても、大体昨年と同様の実績となっています。

次に一番下の、活動に対する評価につきましては、今後も地区別のアンケート結果を地図化し、情報提供を行い、人・農地プランの実行に向けて引き続き担い手への利用集積を図る必要があるとしています。

続きまして17ページをお願いします。ローマ数字のⅢです。新たに農業経営を行おうとする者の参入促進についてですが、ページの中段に記載のとおり、参入実績が1経営体、面積1.1ヘクタールとなっており、目標には届きませんでした。なお、目標は達成できませんでしたが、目標値としては妥当と評価し、今後も関係機関と連携し推進を図ることとしています。

また活動に対する評価につきましては、参入面積及び新規参入者数についてはさらに、市農林水産振興課や関係団体と連携し推進する必要があるとしています。

続きまして18ページをお願いします。ローマ数字のⅣになります。遊休農地に関する措置に関する評価についてですが、昨年度実施した農地利用状況調査に関する活動実績となっています。2番の②になりますが、対象面積が6.0ヘクタール。達成状況は136.36%の達成率となっています。目標については妥当。活動につきましては長崎1・1・1運動における対策会議及び中間管理機構の連携により一定の成果が得られたと評価しています。

続きまして19ページをお願いします。ローマ数字のⅤです。違反転用への適正な対応についてです。農地パトロールや、転用等の現地確認の際の監視活動や、農業委員会だよりによる周知により、0.1ヘクタールとなり、違反転用案件も指導是正しています。活動の評価としましては、今後も農地パトロールを継続していく必要があるとしています。

続きまして、20ページをお願いします。ローマ数字のⅥになります。農地法によりその権限に属された事務に関する点検について。農地法第3項に基づく許可事務の年間処理件数は17件。2番の農地転用に関する事務の年間処理件数は、154件の実績があります。両事務とも点検項目は適正に処理しており、是正措置は特になしとしています。

続きまして21ページをお願いします。農地所有適格法人からの報告の対応ですけれども、市内の農地所有適格法人から、適正に報告がされています。4情報の提供等につきましては、賃借料情報の調査提供及び農地の権利移動等の状況把握に関しては、適正に措置しており是正措置はありません。農地台帳の整備については、市の農地台帳システムによる管理で、窓口での情報提供のみで公表にはなっていませんので、是正措置として、全国農地ナビの早期稼働を上げています。

続きまして、22ページをお願いします。ローマ数字のⅦです。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については該当ありませんでした。

ローマ数字のⅧです。事務の実施状況の公表についてです。1の総会等の議事録の公表につきましては、平成31年度の総会の議事録から市のホームページで公表していますので、ホームページに公表しているにマルとなっています。2番の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、令和3年7月16日に、田添会長から、大村市長宛てに意見書の提出を行っています。意見書の概要としましては、担い手の農地利用の集積・集約化について、遊休農地の発生防止・解消について、新規参入の促進について、有害鳥獣対策についてということで提出をしています。

以上で第7号議案の説明を終わります。

続きまして、23ページの第8号議案になります。先ほども説明しましたように、今年度から、様式や大幅な目標の変更に伴いまして、8号議案の中身につきましては、4月の総会時に事前にたたき台と言う事で説明を行っています。その時の内容と変更はありませんが、総会議案として再度説明します。

23ページをお願いします。第8号議案、令和4年度最適化活動の目標設定について説明をします。ローマ数字のⅠです。農業委員会の状況の1、農業委員会の現在の体制については現行の農業委員会体制を記載しています。2の農家農地等の概要については、令和4年4月1日現在の農家農地等の概要を2020農林業センサス農業委員会事務局及び農林水産振興による調査結果の数値をまとめたものになります。

続きまして24ページをお願いします。ローマ数字のⅡになります。最適化活動の目標になります。1、最適化活動の成果目標については、まず(1)の農地の集積になります。(2)の方で、目標となっていますけれども、これは先月も説明しましたが、国のガイドラインに基づき設定することということになっています。したがって、県が定めた目標です。後で資料3の方で1・1・1運動の資料で出てきますけれども、その目標により、今年度の新規集積面積を目標設定としています。

まず、(2)の枠で囲んである左上の方から、農地の集積の目標年度ということで、ここは県の目標に従うようになりますので、令和12年度が目標年度ということになります。集積率を県の目標に従う形になりますので、県の目標が12年度までに82%となっていますので、その数字を記載しています。今年度の新規集積面積を、県が定めた数字で、大村市の割り当て分が13.9ヘクタールとなっていますので、その数値を今年度の新規集積面積としています。その右側の農地面積は、現在1350ヘクタールとなっていますので、左の下に行きまして、今年度末の集積面積です。これは、これまでの649に先ほどの13.9を足しまして、今年度の集積面積の目標が662.9ヘクタールとしています。その右側に行きまし

て、今年度末の成績率が49.1%ということになっています。

続きまして、その下の(2)の遊休農地の解消になります。これも②の目標について説明をします。目標ですけれども、これも①の目標と同様に、国のガイドラインに基づいて設定をするということになっています。これも後から1・1・1運動の目標の中に出てきますけれども、大村市の目標ということで9.2ヘクタールということを示されています。

一番下の方に目標設定の考え方ということで載っていますけれども、既存の②の遊休農地の解消目標です。これは既存の遊休農地の解消ということで、令和3年度の、利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地を、令和4年度から8年度の間5年間で解消するというので、毎年5分の1ずつ解消する目標になっています。従いまして(2)の②の目標が、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が45.9ヘクタールになりますので、先ほど言いましたように5分の1しまして9.2ヘクタールということになっています。

次に、黄色区分です。下の右ですけれども、黄色区分の遊休農地の解消につきましては、黄色区分が0.9ヘクタールで、その下に黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針を記載することになりますので、今年度につきましては県・市町担当部局と協議をして、基盤整備の実施など、遊休農地の解消に向けた工程表の作成を行うことを目標とすることとしています。

一番下のイの新規発生遊休農地の解消ということで、これにつきましては前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、9.6ヘクタールで、この部分は1年以内ですべてを解消するという目標になっていますので、9.6ヘクタールすべてを解消するという目標にしています。

続きまして25ページをご覧ください。(3)新規参入の促進になります。これも下の②の目標になりますが、この数字は国から設定の説明があり、目標面積につきましては平成28年度から平成30年度までの各年度の利用権設定の面積の平均の1割以上となるように設定することになっています。従いまして、ここ3年間の平均が41.2ヘクタールとなっていますので、その1割以上になりますので、4.2ヘクタールということで目標設定しています。

続きまして25ページの2最適化活動の活動目標になります。ここから新たに追加された活動の目標になっています。各地区の推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、一人当たりの活動日数ということで、ひと月当たり10日が目標となっています。これにつきましても全国統一で、ひと月当たり10日の目標にするということになっています。

続きまして、(2)活動強化月間の設定目標につきましては、これも同じ国のガイドラインに基づいて設定することとなっています。具体的には、毎年利用状況調査、これは例年6月下旬から9月末でお願いしていますが、利用状況調査以外に強化月間を3か月以上設定するということになっています。従いまして、この目標の一つ目に活動強化月間の設定回数ということで、3回としています。取り組み期間につきましては、10月と12月と1月を予定しておりまして、各時期の総会時に協議事項ということで説明を行う予定にしています。取り組み事項につきましては、10月が①の農地の集積と③の新規参入としています。

この10月に農業者年金の戸別訪問を毎回行っていますので、その年金推進に合わせて、この1番と3番の戸別訪問を行うということとしています。

続きまして12月が、2番の遊休農地の解消ということで、これも毎年12月ごろに利用意向調査の配布を行っていますので、その調査に合わせて強化月間としています。1月も同様に遊休農地の解消ということで、これも毎年1月ごろに利用意向調査の回収を行っています。昨年度はコロナの関係で戸別訪問ができませんでしたが、例年の回収時期に合わせて強化月間としています。

最後に(3)の新規参入相談会への参加目標につきましては、これも同じく国のガイドラインに基づき設定するという事になっています。具体的には、都道府県が実施する就農相談会に推進委員等が1名以上参加することとなっています。なお、ここに記載してありますとおり、すでに5月14日土曜日に長崎県農業法人就農相談フェアが開催されています。先般、事務局と川本副会長と山口明美委員で参加をしています。

もう一つは一番下になりますけれども、新規就農個別相談会ということで、相談の内容としましては、国県市等の支援制度を希望する新規学卒者、Uターン、Iターンを含む、新規就農相談希望者について、大村市農業経営室への相談に連携して地域の農地情報、遊休農地とか機械、施設の情報について助言等を行うとしています。

この二つを、参加目標の回数の目標として設定をしています。以上で8号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

今の説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

ご意見等がありませんので、本案件は長崎県へ報告するとともに、市ホームページにて公表することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。